

# 沖縄県企業局工事検査要領の運用方針

(趣旨)

**第1** この運用方針は、沖縄県企業局工事検査要領第13条に基づき、必要な事項を定める。

## **第2** 中間検査について

検査要領第3条規定する中間検査は、次に定めるときにときに行う検査をいう。

- (1) 部分使用をする場合。
- (2) 工事部分が水中又は地中に没する等により完成検査時に目視することができない箇所等を施工途中において工事を所掌する課長又は出先機関の長が必要と認めたとき。

2 中間検査は、工事の途中段階における品質の確保と同時に、手戻りの防止かつ工事の円滑な進捗及び工事の技術水準の向上に資するために実施するものであり、設計図書等で中間検査の対象となった場合に行う検査である。なお、中間検査で確認した出来高部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

## **第3** 検査の命令及び任命基準について（検査要領 第4条関係）

- (1) 検査の命令は、総務企画課長又は出先機関の長が検査員に対し、「検査命令簿」（要領関係様式参考1）により行う
- (2) 要領第4条第2項に規定する出先機関の長が所属の職員に命じることのできる工事の検査は別表1による
- (3) 検査の命令は検査毎に行う

## **第4** 検査の手続き（検査要領第4条関係）

① 総務企画課長の命令による検査の場合

- (1) 工事の主務課長又は出先機関の長は翌月の「検査予定表」（要領関係様式参考2）を作成し、毎月20日までに総務企画課長へ提出する。
- (2) 総務企画課長は、翌月の検査予定表が提出された時は、検査予定年月日及び検査担当職員を記載した当月分の「検査予定表」を作成し、「検査予定表」を提出した課又は出先機関の長にその写しを送付するとともに企業局職員ポータル電子書庫へ提示する。
- (3) 工事の主務課長又は出先機関の長は、検査予定日の7日前までに総務企画課長に対し、「検査依頼書」（要領関係様式参考3）を提出する。

② 出先機関の長の命令による検査の場合

- (1) 出先機関の手続にて処理する。

## **第5** 検査の立会（検査要領第5条関係）

検査要領第5条に規定する受注者の立会いは、現場代理人及び主任技術者等（主任技術者又は管理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ）とする。

また、監督員の立会は主任監督員及び現場監督員とする。ただし、特別な事由がある場合、この限りではない。

## 第6 検査の準備（検査要領第6条関係）

監督員又は受注者は、検査に際して、次の各号に掲げる資料等の準備をしなければならない。

- (1) 請負契約書、設計図書、その他必要とされるもの
- (2) 施工管理資料等（施工計画、出来形管理、品質管理、写真管理、工事関係書類等）
- (3) 検査に必要な道具（測量機器、シュミットハンマー等）
- (4) 必要により現地の測点、距離、厚さ等の検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示等
- (5) その他検査員が必要と認める資料及び用具等

## 第7 破壊検査（検査要領 第7条関係）

検査要領第7条第3項に規定する破壊検査は、次に掲げる事項に該当する場合に行う。

- (1) 受注者が、監督員の検査を受けて使用すべきものとして指定された工事材料につき、その検査を受けないで使用した工事で検査員が必要と認めた場合。
- (2) 受注者が、監督員の立会いを受けて調合又は施工すべきものとして指定された工事材料の調合又は工事の施工につき、その立会い受けないで行った工事で検査員が必要と認めた場合。
- (3) 工事写真等の記録を整備すべきものとして指定されている場合において、当該工事写真等の記録が整備されていない工事で、検査員が必要と認めた場合。
- (4) 受注者が行った工事が設計図書等に適合しないと認められる場合で、検査員が必要と認めた場合。
- (5) その他、これらに類する工事で検査員が必要と認めた場合。

## 第8 検査関係資料（検査要領 第8条関係）

総務企画課長は工事の主務課長又は出先機関の長へ「工事検査実施結果通知書」（要領関係様式参考4）に検査調書等、関係書類を添えて送付する。

- 2 検査員は沖縄県企業局文書編集保存規程（昭和60年企業局管理規程第8号）第6条に規定により、復命書綴り（第2種：10年保存）及び検査調書綴り（第2種：10年保存）工事成績表綴り（第2種：10年保存）を作成し、整理する。
- 3 総務企画課長又は出先機関の長は工事検査台帳（第1種：20年保存 要領関係様式参考5）を作成し、整理する。

## 第9 工事成績評定について（検査要領 第9条関係）

成績評定は、完成検査、一部完成検査及び中間検査において行うものとする。

- 2 検査員は、監督員が作成した工事成績採点表を検収し、これに検査員の評点を加えて工事成績評定点を決定する。

## 第10 再検査の手続について（検査要領 第12条関係）

要領第12条に規定する再検査の事務手続は、運用方針第4の手続に準ずる。

別表1 出先機関の工事の検査

	所属の職員に 検査を命ずる工事	総務企画課長に 検査を依頼する工事
完成検査	5千万円未満又は着手から完了まで2ヶ月未満で完了する工事	5千万円以上かつ着手から完了まで2ヶ月以上を要する工事
既済部分検査	同上	同上